

## 札幌市消防局職員の処分について

下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 事案 1

##### (1) 事案の概要

被処分者は、過度な飲酒により酩酊状態の中、令和4年7月22日午前0時頃、市内中央区の路上を歩いていた女性の胸部や身体を衣服の上から同意なく触ったとして、北海道迷惑行為防止条例違反の疑いで書類送検され、令和4年11月に不起訴処分となった。

その後、本人への事情聴取及び検察庁への確認を行った結果、令和5年5月に起訴猶予による不起訴処分であることが判明した。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

##### (2) 処分日

令和5年9月22日（金）

##### (3) 被処分者

消防局北消防署 消防士（一般職） 男性 20歳代

##### (4) 処分内容

停職1月

## 2 事案2

### (1) 事案の概要

被処分者は、平成30年9月から令和3年6月までの34か月間、自宅の転居に伴い通勤経路を変更したにもかかわらず職場への届出を怠った。また、この間に実施した通勤手当の定期点検において、転居前の自宅から通勤しているよう見せかけるため、転居前の自宅から職場までの交通機関の利用履歴を添付して、職場へ報告した。

これらの結果、通勤手当330,200円を不正に受給したものの。

このような行為は、札幌市職員通勤手当支給規則第3条の規定及び信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

### (2) 処分日

令和5年9月22日（金）

### (3) 被処分者

消防局中央消防署 消防士長（一般職） 男性 30歳代

### (4) 処分内容

減給4月